

令和6年度上期 一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンについて(案)

東京都産業労働局金融部貸金業対策課

1 目的等

都に寄せられるヤミ金融に関する相談は後を絶たず、また、依然としてヤミ金融被害が発生している状況にある。

被害の未然防止と悪質業者の排除に努め、隣接県との共通課題について、広域的な視点で対応していくため、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県及び関係機関が連携し、ポスターの掲出、車内動画広告の放映、インターネットを活用した広告などの広報手段を使ったキャンペーンを実施する。

2 実施概要

(1) 実施時期

令和6年6月17日(月)～23日(日)

(2) 実施内容

① 関係機関へのポスター等の配布

東京都貸金業対策課でポスター、チラシを作成し、関係機関に配付する。

② 車内動画広告の放映

キャンペーン期間中、都営地下鉄（大江戸線、浅草線、新宿線、三田線）で動画広告を放映する。

③ インターネット広告

キャンペーン期間中、Yahoo、Google の検索サイトにおいて、キーワード検索によるリスティング広告を行う。

④ 参加機関のホームページでの啓発

可能な範囲で各参加機関のホームページで啓発を行う。

東京都貸金業対策課で作成したチラシデータを参加機関に配付し、必要に応じた活用をする。

(3) 参加予定機関・団体（予定）

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター東京地方事務所、日本貸金業協会、東京都社会福祉協議会、関東財務局東京財務事務所、神奈川県、千葉県、埼玉県、警視庁、東京都 計13機関

(4) 後援 金融庁（予定）